

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（一学級の幼児数） 第三条 一学級の幼児数は、三十人以下を原則とする。	（一学級の幼児数） 第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

附 則

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この省令の際現に存する幼稚園における一学級の幼児数については、この省令による改正後の第三条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○文部科学省令第四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第三項及び第五項第二号、同条第八項第三号（同法第六十七条の三第六項において準用する場合を含む。）並びに第六十七条の三第三項、第四項第三号及び第八項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）並びに著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第六十条及び第七十条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

文部科学大臣 松本 洋平

改 正 後	改 正 前
目次 第一章～第七章 〔略〕 第七章の二 著作物等の利用の裁定に関する手続（第四条の六―第四条の十二） 第八章～第十章 〔略〕 第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四―第二十二条の五の二） 第十章の三 第十三章 〔略〕 附 則	目次 第一章～第七章 〔同上〕 第八章～第十章 〔同上〕 第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四・第二十二条の五） 第十章の三 第十三章 〔同上〕 附 則

第七章の二 著作物等の利用の裁定に
関する手続

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請）

第四条の六 法第六十七条第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名
- 申請者の連絡先
- 申請者が法第六十七条第二項に規定する国等に該当するときは、その旨
- 法第六十七条の二第二項の規定により著作物を利用するときは、その旨

2 法第六十七条第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）とする。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定において定める事項）

第四条の七 法第六十七条第五項第二号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定後の公表事項）

第四条の八 法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 法第六十七条第一項の裁定のあつた年月日
- 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所
- 法第六十七条第一項の補償金の額

（未管理公表著作物等の利用に関する裁定の申請）

第四条の九 法第六十七条の三第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名

〔章を加える。〕